

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	2-5
処分の種類	揮発性有機化合物排出施設の改善命令・一時停止命令			
根拠法令条例等・条項	大気汚染防止法第17条の11			
処分の概要	揮発性有機化合物濃度が排出基準に適合しないと認める場合、期限を定めて施設の構造等の改善又は施設の使用の一時停止を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考] 大気汚染防止法第17条の11 都道府県知事は、揮発性有機化合物排出者が排出する揮発性有機化合物の排出口における揮発性有機化合物濃度が排出基準に適合しないと認めるときは、当該揮発性有機化合物排出者に対し、期限を定めて当該揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物の処理の方法の改善を命じ、又は当該揮発性有機化合物排出施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			